



## 第12章 資料編

## 1 用語解説

|    | 用語       | 解説                                                                                                                                                                                    |
|----|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ行 |          |                                                                                                                                                                                       |
| う  | うつ状態     | 憂うつな気持ちがあったり気分が落ち込んだりなどの症状を「抑うつ気分」といい、その「抑うつ気分」が続いた状態を「うつ状態」又は「抑うつ状態」と呼ぶ。                                                                                                             |
|    | うつ病      | うつ病は、気分が強く落ち込み憂うつになる、やる気が出ないなどの精神的な症状のほか、眠れない、疲れやすい、体がだるいといった身体的な症状が現れることのある病気。                                                                                                       |
|    | 運動器機能    | 人が体を動かす機能。脳、脊髄、末梢神経、筋肉、関節、骨などの組織に働きかけ、運動を起こす能力。 <sup>せきずい</sup>                                                                                                                       |
| え  | 栄養成分表示   | 容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示(栄養成分表示)が義務付けられている。また、栄養成分の量及び熱量について強調表示をする場合には、含有量が一定の基準を満たすことが必要。表示義務があるのは、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム。ナトリウムについては食塩相当量で表示することとされている。 |
| お  | オーラルフレイル | 老化に伴う様々な口腔の状態(歯数・口腔衛生・口腔機能など)の変化に、口腔健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象及び過程。(日本歯科医師会)                                                    |
| か行 |          |                                                                                                                                                                                       |
| き  | 休肝日      | 肝臓を休めるために、週に1日以上飲酒しない日をもうけることを推奨する目的で作られた造語。                                                                                                                                          |
|    | 行事食      | 四季折々の伝統行事などの際にいただく料理のこと。特別な行事の時の華やかで食事のことが多い。旬の食材を取り入れたものが多く、季節の風物詩の一つにもなっている。<br>例:おせち料理、七草がゆなど                                                                                      |
|    | 虚血性心疾患   | 狭心症・心筋梗塞などの心臓病。                                                                                                                                                                       |
| け  | ゲートキーパー  | 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人。                                                                                                                                                   |
|    | 健康寿命     | WHO(世界保健機関)が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症などの介護状態の期間を差し引いた期間。                                                                                                                              |
|    | 健康無関心層   | 食習慣、運動習慣などの改善に「関心がない」又は「関心はあるが改善するつもりはない」という層を広義でさす言葉。                                                                                                                                |

|    | 用語                                                                   | 解説                                                                                                                                               |
|----|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こ  | 口腔機能                                                                 | 食べ物を口に取り込み咀嚼 <sup>えんげ</sup> 、食塊の形成と移送、嚥下、構音、味覚、触覚、唾液の分泌などにかかわり、人が社会の中で健康な生活を営むために必要な機能。                                                          |
|    | 口腔ケア                                                                 | 口の手入れのことであり、生活の質を高め口腔から全身の健康を維持するため歯ブラシなどの道具を使った「器質的口腔ケア」と口腔機能訓練やマッサージなどにより口腔機能を維持向上させる「機能的口腔ケア」とがあり口腔の健康だけでなく、全身の健康の維持向上につながる。                  |
|    | ごえん<br>誤嚥性肺炎                                                         | 本来気管に入ってはいけないものが気管に入り(誤嚥)そのために生じた肺炎。                                                                                                             |
|    | こころのサポーター                                                            | 正しい知識と理解に基づき家族や同僚等の身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う人。                                                                                                       |
| さ行 |                                                                      |                                                                                                                                                  |
| さ  | 産後うつ                                                                 | 産後うつ病とは、分娩後の数週間、ときに数か月後まで続く極度の悲しみや、それに伴う心理的障害が起きている状態。                                                                                           |
| し  | 自殺総合対策推進センター                                                         | 地域自殺対策推進センター(以下「地域センター」)は、全国47都道府県と20指定都市に設置されており、管内のエリアマネージャーとして、市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理、検証などを支援する役割がある。                                          |
|    | 自殺総合対策大綱                                                             | 自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととされている。平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月、令和4年10月に見直しが行われた。                          |
|    | 自殺対策基本法                                                              | 年間の自殺者数が3万人を超える日本の状況に対処するために平成18年に制定された法律で、自殺対策に関する基本的な理念、国や地方公共団体などの責務を明確にするとともに、自殺対策の基本的な事項を定め、総合的な自殺対策を推進して自殺の防止を図る法律。                        |
|    | 自殺の危機経路                                                              | 事態がそのまま進行すると自殺に至る可能性が高い経路(プロセス)のこと。                                                                                                              |
|    | 自殺予防週間                                                               | 2007年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年9月16日までの1週間が自殺予防週間として設定された。その後、2016年4月の自殺対策基本法改正において、第7条に自殺予防週間及び自殺対策強化月間について明記された。           |
|    | 自殺死亡率                                                                | 人口10万人当たりの自殺者数。                                                                                                                                  |
|    | 持続可能な開発目標<br>エス・ディー・ジーズ<br>(S D G s : Sustainable Development Goals) | 2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人残さない」ことを誓っている。(外務省公式ホームページ) |
|    | 歯周病                                                                  | 細菌感染により起こる炎症性の病気。歯の周りの歯茎(歯肉)や歯を支える骨などが溶けてしまう病気。                                                                                                  |
|    | 受動喫煙                                                                 | 本人が喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうこと。                                                                                                                 |

|   | 用語       | 解説                                                                                                                                                                                          |
|---|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| し | 主食、主菜、副菜 | 主食：ごはん、パン、めん類等を主材料とする料理のことで主に炭水化物の供給源。<br>主菜：肉、魚、卵、大豆製品等を使った料理で主にたんぱく質、脂質の供給源。<br>副菜：野菜、海藻、きのこ、いもなどを使った料理で主にビタミン、ミネラル、食物繊維の供給源。                                                             |
|   | 食育       | 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。                                                                                                                                 |
|   | 食育推進基本計画 | 国が食育の推進に関する施策を総合的に実施するために策定される基本的な計画。現在、計画期間が令和3年度から令和7年度までの5年間の「第4次食育推進基本計画」が示されており、その中で以下を重点事項として定められた。<br>(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進<br>(2) 持続可能な食を支える食育の推進<br>(3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 |
|   | 食生活改善推進員 | 「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくりの活動を進めているボランティア団体。市には入間市食生活改善推進員協議会があり、料理教室等で活躍中。                                                                                                            |
|   | 食中毒      | 原因となる細菌・ウイルスなどの微生物、自然毒、化学物質が含まれた食品を食べることで腹痛等を発症すること。特に抵抗力が低い乳幼児や高齢者が重症化しやすいため、予防対策や食中毒になったときの対処法を知っておくことが大切。                                                                                |
|   | 食品表示     | 名称、原材料名、内容量、期限表示、保存方法、製造者など、食品についている表示。                                                                                                                                                     |
|   | 食品ロス     | 本来食べられるのに捨てられてしまう食品。(農林水産省公式ホームページ)                                                                                                                                                         |
|   | 身体活動     | 安静にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての動作。                                                                                                                                                             |
| そ | 早産       | 妊娠37週未満の出産の総称。                                                                                                                                                                              |
|   | 咀嚼       | 食べ物を飲み込むため口の中をかみ砕くこと。この時、唾液と混ざりあい消化を助け栄養を取ることができる。                                                                                                                                          |
| せ | 生活活動機能   | 身の回りの動作と生活関連活動(家事、買い物、交通機関の利用等)の社会的な生活で行われる活動の機能。                                                                                                                                           |
|   | 生活習慣病    | 食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患で、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、肝疾患、腎疾患などがある。                                                                                                                    |
|   | 精神疾患     | 精神疾患とは、気分の落ち込みや幻覚・妄想など心身に様々な影響が出る疾患のことをいう。脳内の神経伝達物質の乱れによって起こるといわれており、うつ病や双極性障害(躁うつ病)、統合失調症がよく知られている。                                                                                        |
|   | 摂食嚥下     | 食物を認識してから口に運び、取り込んで咀嚼し飲み込む動作の過程。                                                                                                                                                            |

|    | 用語             | 解説                                                                                                                                           |
|----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| た行 |                |                                                                                                                                              |
| た  | (体重)やせ         | 乳幼児期ではカウプ指数{(体重g÷身長cmの2乗)×10}で評価。「(体重)ふつう」の各指数未満。                                                                                            |
|    |                | 小学生児童・中学生生徒ではローレル指数{(体重kg÷身長mの3乗)×10}で評価。やせ気味 100以上115未満 やせ過ぎ 100未満                                                                          |
|    |                | 16歳以上はBMI(Body Mass Index)で評価。<br>18.5未満 低体重                                                                                                 |
|    | (体重)ふつう        | 乳幼児期ではカウプ指数{(体重g÷身長cmの2乗)×10}で評価。<br>正常範囲は<br>生後3か月～1歳未満 16～18未満<br>1歳～1歳6か月未満 15.5～17.5未満<br>1歳6か月～3歳未満 15～17未満<br>3歳～5歳 14.5～16.5未満        |
|    |                | 小学生児童・中学生生徒ではローレル指数{(体重kg÷身長mの3乗)×10}で評価。115以上145未満 ふつう                                                                                      |
|    |                | 16歳以上はBMI(Body Mass Index)で評価。18.5～25未満 普通体重                                                                                                 |
|    | (体重)肥満         | 乳幼児期ではカウプ指数{(体重g÷身長cmの2乗)×10}で評価。「(体重)ふつう」の各指数以上。                                                                                            |
|    |                | 小学生児童・中学生生徒ではローレル指数{(体重kg÷身長mの3乗)×10}で評価。<br>145以上160未満 太り気味<br>160以上 太り過ぎ                                                                   |
|    |                | 16歳以上はBMI(Body Mass Index)で評価。<br>25以上 肥満                                                                                                    |
|    | (体重)適正体重       | 日本肥満学会では、BMIが22を適正体重(標準体重)とし、統計的に最も病気になりにくい体重とされている。                                                                                         |
| ち  | 地域自殺対策実態プロファイル | 自殺総合対策推進センターが、地域自殺対策を支援するために、地域の自殺の実態を詳細に分析し、特徴をとりまとめた資料。                                                                                    |
|    | 地産地消           | 「地元生産地元消費」の略で、地元で作られた農産物や獲れた水産物をその地域で消費すること。生産状況などを確かめることができ、新鮮な農産物を消費でき、自給率の向上につながる。また、消費者と生産者の交流が図られ、地域の食材を活用して地域の伝統的な食文化の継承につながることを期待される。 |
| て  | 低栄養            | 主にカロリー不足(全般的な食物摂取不足)または体に必要なたんぱく質の不足と考えられている。カロリーが不足するとビタミンやミネラルも不足する傾向。栄養障害の一種。                                                             |
|    | 低出生体重児         | 2500g未満で出生した児のこと。                                                                                                                            |
|    | 適量飲酒量          | 一日平均純アルコール20g、女性は半分の10g程度が推奨される。                                                                                                             |
|    | 伝統食            | 昔から国や地域に伝わる食べ物や食べ方のこと。<br>例:ご飯、うどん、そば、納豆、豆腐、魚の干物など。                                                                                          |

|    | 用語              | 解説                                                                                                                   |
|----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| と  | 特定健康診査          | 生活習慣病の発症や重症化予防のため、特にメタボリックシンドロームに着目して実施する健康診査のこと。                                                                    |
|    | 特定保健指導          | 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高い方に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートをすること。                                                           |
| な行 |                 |                                                                                                                      |
| に  | 乳幼児突然死症候群(SIDS) | 何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が突然死に至る原因の分からない病気。窒息などの事故とは異なるもの。                                                                    |
|    | 認知機能            | 記憶や思考、理解、判断など大脳で行われる「知的な機能」の全般。                                                                                      |
| の  | 脳卒中             | 脳の血管が詰まったり破れたりすることで脳の障害を起こす病気。                                                                                       |
| は行 |                 |                                                                                                                      |
| は  | 早寝早起き朝ごはん       | 子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。文部科学省では、社会全体で子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を目指すため、早寝早起き朝ごはん国民運動を推進している。 |
| ひ  | 非感染性疾患          | 世界保健機関(WHO)の定義。不健康な食事、運動不足、喫煙、過度の飲酒、大気汚染などにより起こされる、がん、糖尿病、循環器疾患、呼吸器疾患、メンタルヘルスをはじめとする慢性疾患を総称したもの。                     |
| ふ  | フレイル            | 加齢とともに心身の活力(筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態。                                                              |
|    | 分煙区域            | 「望まない受動喫煙」が生じないよう施設の類型、場所ごとに主たる利用者の違いや受動喫煙が他人に与える健康影響に応じ禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこと。 <a href="#">望</a>                         |
| へ  | 平均寿命            | 0歳における平均余命のこと。                                                                                                       |
|    | 平均余命            | ある年齢の人があと何年生きられるかを表した期待値のこと。                                                                                         |
| ま行 |                 |                                                                                                                      |
| ま  | 慢性閉塞性肺疾患(COPD)  | たばこの煙など毒素の吸入により免疫反応が続いた結果、破壊された組織や増えた痰等のため気道閉塞が起こりやすい状態。                                                             |
| め  | メタボリックシンドローム    | おなか周りの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態のこと。(内臓脂肪症候群)                                             |
| や行 |                 |                                                                                                                      |
| よ  | 要介護期間           | 要介護2以上の期間(埼玉県)                                                                                                       |
| ら行 |                 |                                                                                                                      |
| ら  | ライフスタイル         | 衣食住だけでなく人生観、習慣などを含めた個人の生き方。                                                                                          |
| ろ  | ロコモティブシンドローム    | 加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより自立度が低下し、介護が必要になる危険度が高い状態のこと。                                                          |

|         | 用語                   | 解説                                                                                                                                       |
|---------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アルファベット |                      |                                                                                                                                          |
| B       | BMI(Body Mass Index) | ボディマス指数。体重と身長から算出される肥満度を表す体格指数。「(体重)やせ、(体重)ふつう、(体重)肥満」を参照。                                                                               |
| S       | SDGs                 | 「持続可能な開発目標( <small>エス・ディー・ジー・ズ</small> S D G s :Sustainable Development Goals)」の項目を参照。                                                   |
|         | SDGs未来都市             | 内閣府がSDGsを推進するため、他自治体のモデルとなるような先進的な取組を進める都市・地域が選定されるもの。入間市は2030年のSDGs達成に向けて、「Well-being」をキーワードに地域資源を生かした取組を進める提案を行い、2022年度SDGs未来都市に選定された。 |
| W       | Well-being           | 個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。                                                                                           |

## 2 市民健康実態調査概要

### I 調査概要

#### 1. 調査目的

現在の健康に関する市民の意識、実態を把握し、「第4次健康いるま21計画」、「元気な入間食育推進計画」、「入間市歯と口腔の健康づくり基本計画」及び「入間市自殺対策計画」を策定する上で、その基礎資料とするため。

#### 2. 調査設計

##### 【成人期】

- (1)調査地域 入間市全域
- (2)調査対象 入間市内に住む満18歳以上の男女個人
- (3)標本数 2,000人
- (4)抽出方法 住民基本台帳による等間隔無作為抽出法
- (5)調査方法 調査票を郵送配布・郵送回収及びインターネット回答
- (6)調査期間 令和4年10月7日～10月21日

##### 【学齢期】

- (1)調査地域 入間市内小・中学校各2校  
(豊岡小学校、西武小学校、向原中学校、金子中学校)
- (2)調査対象 小学5年生、中学2年生
- (3)標本数 420人
- (4)抽出方法 策定委員会の指定した各校
- (5)調査方法 各校で調査票を配布・インターネット回答
- (6)調査期間 令和4年10月5日～10月21日

##### 【幼児期】

- (1)調査地域 入間市全域
- (2)調査対象 1歳6か月児健診対象、2歳児歯科健診対象、3歳児健診対象になった幼児の保護者
- (3)標本数 544人
- (4)抽出方法 調査期間中に健診対象となった幼児の保護者
- (5)調査方法 健診時に調査票を配布・窓口で回収及びインターネット回答
- (6)調査期間 令和4年9月7日～11月16日

#### 3. 調査項目

##### 【成人期】

- (1)自身のことについて



- (2)健康について
- (3)栄養・食生活について
- (4)身体活動・運動について
- (5)休養・こころの健康について
- (6)たばこ(加熱式も含む)、アルコールについて
- (7)歯の健康について
- (8)地域のつながりや地域活動について

#### 【学齢期】

- (1)自身のことについて
- (2)栄養・食生活について
- (3)身体活動・運動について
- (4)休養・こころの健康について
- (5)たばこ(加熱式も含む)について
- (6)歯の健康について

#### 【幼児期】

- (1)乳幼児健診対象のお子様のことについて
- (2)栄養・食生活について
- (3)たばこ(加熱式も含む)について
- (4)歯の健康について

#### 4. 回収結果

|       | 成人期   | 学齢期   | 幼児期   |
|-------|-------|-------|-------|
| 配布数   | 2,000 | 420   | 544   |
| 有効回収数 | 1,017 | 360   | 384   |
| 有効回収率 | 50.9% | 85.7% | 70.6% |

## Ⅱ 調査結果

調査結果については、入間市公式ホームページに掲載しています。

### 3 策定の経過

| 年度    | 月日     | 内容                                                                                                                  |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年度 | 4月5日   | 第4次健康いるま21計画 第1回策定委員会                                                                                               |
|       | 7月13日  | 第4次健康いるま21計画 第2回策定委員会                                                                                               |
|       | 8月4日   | 第4次健康いるま21計画 第1回ワーキングチーム会議                                                                                          |
|       | 9月～11月 | 市民健康実態調査<br>・幼児期 令和4年9月7日～11月16日（乳幼児健診対象児）<br>・学齢期 令和4年10月5日～10月21日（市内小中学校 各2校）<br>・成人期 令和4年10月7日～10月21日（無作為抽出にて郵送） |
|       | 9月30日  | 第4次健康いるま21計画 第3回策定委員会                                                                                               |
|       | 11月24日 | 第4次健康いるま21計画 第4回策定委員会                                                                                               |
|       | 12月23日 | 第4次健康いるま21計画 第5回策定委員会                                                                                               |
|       | 1月20日  | 第4次健康いるま21計画 第6回策定委員会                                                                                               |
|       | 1月25日  | 令和4年度 第3回入間市健康福祉センター運営協議会<br>・第4次健康いるま21計画の策定について（諮問）<br>・第3次健康いるま21計画の評価について<br>・市民健康実態調査の結果について                   |
|       | 2月17日  | 第4次健康いるま21計画 第7回策定委員会                                                                                               |
|       | 3月15日  | 令和4年度 第4回入間市健康福祉センター運営協議会<br>・第4次健康いるま21計画 6分野の目標と取組の素案について                                                         |
| 令和5年度 | 4月14日  | 第4次健康いるま21計画 第8回策定委員会                                                                                               |
|       | 5月30日  | 第4次健康いるま21計画 第9回策定委員会                                                                                               |
|       | 7月4日   | 第4次健康いるま21計画 第10回策定委員会                                                                                              |

|       |                 |                                                                                                                              |
|-------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年度 | 7月12日           | 令和5年度 第1回入間市健康福祉センター運営協議会<br>・計画期間について<br>・第3次 元気な入間 食育推進計画の素案について<br>・第2次 入間市歯と口腔の健康づくり基本計画の素案について<br>・第2次 入間市自殺対策計画の素案について |
|       | 8月2日            | 第4次健康いるま21計画 第11回策定委員会                                                                                                       |
|       | 8月24日           | 第4次健康いるま21計画 第12回策定委員会                                                                                                       |
|       | 8月30日           | 令和5年度 第2回入間市健康福祉センター運営協議会<br>・ライフステージに応じた健康づくりの素案について<br>・健康を支える環境づくりの素案について                                                 |
|       | 9月20日           | 第4次健康いるま21計画 第13回策定委員会                                                                                                       |
|       | 9月27日           | 令和5年度 第3回入間市健康福祉センター運営協議会<br>・計画素案について                                                                                       |
|       | 10月             | 庁内意見聴取                                                                                                                       |
|       | 11月6日～<br>12月5日 | パブリックコメント                                                                                                                    |
|       | 1月17日           | 令和5年度 第4回入間市健康福祉センター運営協議会<br>・第4次健康いるま21計画の策定について(答申案)                                                                       |
|       | 1月25日           | 第4次健康いるま21計画の策定について(答申)                                                                                                      |

## 4 入間市健康福祉センター運営協議会条例

### （設置）

第1条 市民の健康づくり及び地域福祉の向上に関する事項について協議するため、入間市健康福祉センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、市民の健康づくり及び地域福祉の向上に関する基本的事項について、市長の諮問に応じるとともに、市長に対して意見を述べる機関とする。

### （組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから、市長が委嘱する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康推進部健康管理課において処理する。

### （平28条例27・一部改正）

### （委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第27号）抄

### （施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 5 入間市健康福祉センター運営協議会委員名簿

任期 令和3年7月1日～令和5年6月30日(50音順)

| 職名  | 氏名                 | 所属等             |
|-----|--------------------|-----------------|
| 会長  | もろい かずえ<br>諸井 和江   | 食生活改善推進員協議会     |
| 副会長 | やなぎ たつお<br>柳 辰男    | 元東京福祉大学非常勤講師    |
|     | いまい ひでお<br>今井 英雄   | 公募委員            |
|     | いわさき ひろし<br>岩崎 廣司  | 社会福祉法人「創和」      |
|     | かねこ あけみ<br>金子 明美   | 薬剤師会            |
|     | さとう けいご<br>佐藤 啓吾   | メンタルヘルス教育 実施経験者 |
|     | たかはし えみこ<br>高橋 恵美子 | 公募委員            |
|     | たきざわ くみこ<br>滝沢 久美子 | 母子愛育会           |
|     | たなべ じん<br>田邊 仁     | 入間市身体障害者福祉会     |
|     | てらし よしき<br>寺師 良樹   | 一般社団法人入間地区医師会   |
|     | はな い やすゆき<br>花井 康行 | 歯科医師会           |
|     | ひるま ともはる<br>比留間 友治 | 連合区長会           |
|     | ふじまき としあき<br>藤牧 利昭 | 公募委員            |
|     | ほしの ふみこ<br>星野 ふみ子  | 民生委員・児童委員協議会    |
|     | やまもと ひろし<br>山本 寛   | 杏林大学 非常勤講師      |

任期 令和5年7月1日～令和7年6月30日(50音順)

| 職名  | 氏名                 | 所属等           |
|-----|--------------------|---------------|
| 会長  | やまもと ひろし<br>山本 寛   | 元杏林大学 保健学部 教授 |
| 副会長 | かねこ あけみ<br>金子 明美   | 薬剤師会          |
|     | あおき なつみ<br>青木 菜摘   | 公募委員          |
|     | いわさき ひろし<br>岩崎 廣司  | 社会福祉法人「創和」    |
|     | おおさか えりこ<br>大阪 絵里子 | パーソナルトレーナー    |
|     | かまだ ちあき<br>鎌田 千秋   | 食生活改善推進員協議会   |
|     | がんだう ゆうこ<br>丸藤 祐子  | 駿河台大学 准教授     |
|     | たかはし えみこ<br>高橋 恵美子 | 公募委員          |
|     | たけした いくよ<br>竹下 郁代  | 母子愛育会         |
|     | たなか としゆき<br>田中 利之  | 連合区長会         |
|     | たなべ じん<br>田邊 仁     | 入間市身体障害者福祉会   |
|     | てらし よしき<br>寺師 良樹   | 一般社団法人入間地区医師会 |
|     | はない やすゆき<br>花井 康行  | 歯科医師会         |
|     | ふじまき としあき<br>藤牧 利昭 | 公募委員          |
|     | ほしの ふみこ<br>星野 ふみ子  | 民生委員・児童委員協議会  |

## 6 入間市食育推進連絡会要綱

### （設置）

第1条 食育の推進に係る関係機関及び関係団体と連携し、総合的な食育の推進を図るため、入間市食育推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 連絡会は、食育に係る市の施策その他食育に関する事項について、意見及び情報の交換を行う。

### （組織）

第3条 連絡会は、委員15人いないをもって組織し、別表に掲げる分野の機関及び団体から選出された者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 連絡会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 連絡会は、市長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 連絡会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 市長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは報告又は意見を求めることができる。

### （報奨金）

第7条 市長は、予算の範囲内において、委員に報奨金を支給するものとする。

### （庶務）

第8条 連絡会の庶務は、健康推進部地域保健課において処理する。

### （雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

別表(第3条関係)

入間市食育推進連絡会委員選出期間及び団体分野

食生活関係

食品関係

農業生産関係

子育て関係

教育関係

医学関係

地域活動関係

消費者関係



## 7 入間市食育推進連絡会委員名簿

任期:令和4年7月1日～令和5年6月30日(50音順)

| 職名  | 氏名                 | 所属等                    |
|-----|--------------------|------------------------|
| 会長  | にしざわ やすこ<br>西澤 康子  | 入間市地域包括支援センター連絡会       |
| 副会長 | おおの ふみこ<br>大野 富美子  | 入間市母子愛育会               |
|     | いぐち えりこ<br>井口 恵理子  | 公募委員                   |
|     | かしま きみえ<br>加島 君枝   | 公募委員                   |
|     | さいとう としこ<br>齋藤 敏子  | 入間市食生活改善推進員協議会         |
|     | せき ひさこ<br>関 久子     | 入間市教育研究会 学校食育部         |
|     | たかはし やよえ<br>高橋 ヤヨエ | 入間市民間保育園 園長会           |
|     | たきざわ ゆりこ<br>滝澤 由里子 | ChaCha Iruma 子育て支援センター |
|     | なかざと こういち<br>中里 浩一 | 狭山保健所管内地域活動栄養士会        |
|     | にしやま さち恵<br>西山 幸恵  | 入間市教育研究会 学校栄養部         |
|     | ねぎし さくら<br>根岸 桜    | こども食堂ネットワークいるま         |
|     | はなしま だいすけ<br>花島 大祐 | 入間市商工会                 |
|     | ひらぬま たかし<br>平沼 孝   | いるま野農業協同組合             |
|     | ほづみ みさ<br>穂積 美彩    | 埼玉県狭山保健所               |
|     | みやざわ せいじ<br>宮澤 聖二  | 公募委員                   |

任期:令和5年7月1日～令和6年6月30日(50音順)

| 職名  | 氏名                 | 所属等                    |
|-----|--------------------|------------------------|
| 会長  | にしざわ やすこ<br>西澤 康子  | 入間市地域包括支援センター連絡会       |
| 副会長 | たきざわ ゆりこ<br>滝澤 由里子 | ChaCha Iruma 子育て支援センター |
|     | いぐち えりこ<br>井口 恵理子  | 公募委員                   |
|     | うら くにお<br>浦 国男     | いるま野農業協同組合             |
|     | かしま きみえ<br>加島 君枝   | 公募委員                   |
|     | さいとう としこ<br>齋藤 敏子  | 入間市食生活改善推進員協議会         |
|     | さかした ようこ<br>坂下 陽子  | 入間市教育研究会 学校栄養部         |
|     | せき ひさこ<br>関 久子     | 入間市教育研究会 学校食育部         |
|     | たじま りゅうこ<br>田嶋 竜子  | 入間市母子愛育会               |
|     | なかざと こういち<br>中里 浩一 | 狭山保健所管内地域活動栄養士会        |
|     | ねぎし さくら<br>根岸 桜    | こども食堂ネットワークいるま         |
|     | はなしま だいすけ<br>花島 大祐 | 入間市商工会                 |
|     | ほづみ みさ<br>穂積 美彩    | 埼玉県狭山保健所               |
|     | みやざわ せいじ<br>宮澤 聖二  | 公募委員                   |
|     | わかやま じゅんこ<br>若山 純子 | 入間市民間保育園 園長会           |

## 8 人間市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成26年3月26日

条例第5号

### (目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市、歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

### (市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (歯科医療等業務従事者の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者(以下「歯科医療等業務従事者」という。)は、歯と口腔の健康づくりに資するよう、相互に連携を図りつつ、市が歯と口腔の健康づくりの推進に関して実施する施策に協力するよう努めるものとする。

### (保健等業務従事者の責務)

第5条 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に係る業務に従事する者(歯科医療等業務従事者を除く。)は、市が歯と口腔の健康づくりの推進に関して実施する施策に協力するよう努めるものとする。

### (市民の責務)

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識と理解を深め、歯と口腔の健康づくりに自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

### (基本的施策の実施)

第7条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げるものを実施するものとする。

- (1) 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯予防に関する施策
- (2) 成人期における歯周疾患予防に関する施策

- (3) 高齢期における口腔機能の維持及び向上に関する施策
- (4) 障害者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策
- (5) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策  
(計画の策定)

第8条 市長は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 9 入間市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 市における自殺対策を総合的に推進するため、入間市自殺対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策計画の基本方針及び基本構想に関すること。
- (2) 自殺対策計画の素案の作成に関すること。
- (3) 自殺対策計画の検証に関すること。
- (4) 自殺対策についての情報交換に関すること。
- (5) 自殺対策についての市民への啓発に関すること。
- (6) 自殺対策のための現状分析と問題の明確化に関すること。
- (7) 自殺対策のための関係部署による連携事業に関すること。
- (8) 自殺対策に関わる職員の研修に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職(職員の派遣を依頼する埼玉西部消防局の職を含む。)にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 連絡会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉センター所長とし、副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ワーキングチーム)

第5条 連絡会議の活動を補助するため、ワーキングチームを置き、次の業務を所掌する。

- (1) 自殺対策計画に関する調査研究に関すること。
  - (2) 自殺対策計画の素案作成及び進行管理に関すること。
  - (3) その他庁内会議が指示した事項
- 2 ワーキングチームは、健康推進部地域保健課長のほか委員の属する部署の職員のうちから、当該部署の長の指名する職員をもって組織する。
  - 3 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置く。
  - 4 リーダーは、健康推進部地域保健課長とし、サブリーダーはワーキングチームのメンバーの互選とする。

(会議)

第6条 連絡会議及びワーキングチームの会議は、それぞれ委員長及びリーダーが必要と認めるときに招集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、第5条に掲げるワーキングチームとの合同会議を開くことができる。
- 3 委員長は庁内会議の、リーダーはワーキングチームの会議の議長となる。ただし、前項の規定による合同会議の議長は委員長とする。
- 4 委員長及びリーダーは、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及びワーキングチームの庶務は、健康推進部地域保健課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は連絡会議及びワーキングチームの同意を得て、それぞれ委員長及びリーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係) 令和4年4月1日現在

| 部 名    | 職 名                |
|--------|--------------------|
| 総務部    | 人事政策担当副参事          |
| 市民生活部  | 人権推進課長             |
| 環境経済部  | 商工観光課長             |
| 福祉部    | 福祉総務課長<br>総合相談支援室長 |
|        | 生活支援課長             |
|        | 障害者支援課長            |
|        | 高齢者支援課長            |
| こども支援部 | こども支援課長            |
|        | 青少年課長              |
| 健康推進部  | 健康福祉センター所長         |
|        | 地域保健課長             |
|        | 介護保険課長             |
| 教育部    | 学校教育課長             |

## オブザーバー

|               |        |
|---------------|--------|
| 埼玉西部消防組合入間消防署 | 消防管理課長 |
|---------------|--------|

## 10 策定体制

### (1)健康いるま21計画策定委員会

ワーキングチームリーダー等12名を委員とする「健康いるま21計画策定委員会」を設置し、計画策定の進行管理、及び計画内容の検討、調整を行いました。

### (2)健康いるま21計画策定委員会ワーキングチーム

入間市役所職員(20課)を委員とする「健康いるま21計画策定委員会ワーキングチーム」を設置し、3次計画の評価、現状の課題と分析、第4次計画の目標や取組について検討しました。

|    | ワーキングチーム |
|----|----------|
| 1  | 企画課      |
| 2  | 人事課      |
| 3  | 人権推進課    |
| 4  | 生活環境課    |
| 5  | 農業振興課    |
| 6  | 商工観光課    |
| 7  | 福祉総務課    |
| 8  | 生活支援課    |
| 9  | 障害者支援課   |
| 10 | 高齢者支援課   |
| 11 | こども支援課   |
| 12 | 保育幼稚園課   |
| 13 | 青少年課     |
| 14 | 学校教育課    |
| 15 | 学校給食課    |
| 16 | 社会教育課    |
| 17 | 健康管理課    |
| 18 | スポーツ推進課  |
| 19 | 国保医療課    |
| 20 | 地域保健課    |



## 11 諮問・答申

入 地 保 第 234 号  
令和5年3月15日

入間市健康福祉センター運営協議会  
会 長 諸 井 和 江 様

入間市長 杉 島 理 一 郎

### 第4次健康いるま21計画の策定について(諮問)

入間市健康福祉センター運営協議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

##### 1 諮問事項

第4次健康いるま21計画の策定について

##### 2 諮問の趣旨

生涯を通して自分らしく生き生きと暮らすことは、すべての市民の願いであり、健康はその実現のために欠かせないものです。健康づくりは、市民一人ひとりが自ら取り組むことが基本ですが、こうした個人の力と併せて社会全体で市民の健康を支えるための環境づくりも不可欠です。

本市では、基本理念を「だれもが生き生き『元気な入間』」、基本方針を「健康寿命の延伸」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「健康を支え、守るための地域づくり」とし、平成31年度から「第3次健康いるま21計画」を策定し、「第2次元気な入間食育推進計画」、「入間市歯と口腔の健康づくり基本計画」及び「入間市自殺対策計画」を参酌しながら、健康づくり施策のより一層の充実を図っております。

これらの計画は、令和5年度を終期としていることから、新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、市民のさらなる健康づくりを推進するにあたり、それぞれの計画内容をより精査して、「第4次健康いるま21計画」の策定についてご審議いただきたく諮問するものです。

令和6年1月25日

入間市長 杉 島 理 一 郎 様

入間市健康福祉センター運営協議会  
会 長 山 本 寛

第4次健康いるま21計画の策定について(答申)

令和5年3月15日付け入地保第234号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

当協議会では、国の「健康日本21(第三次)」及び「埼玉県地域保健医療計画(第8次)」を踏まえ、これまで5回の協議会を開催し慎重に審議を重ねた結果、別添の「第4次健康いるま21計画」を取りまとめました。